

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

2013.11.9

JAL闘争を支える京都の会News

No.24

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX:075-531-3856 E-mail:komai123@kfa.biglobe.ne.jp

JAL不当解雇撤回裁判にご支援ください

日本航空は2010年12月31日、パイロット81名、客室乗務員84名の合計165名に及ぶ大量解雇を実施しました。2012年3月29日、30日、JALの不当解雇撤回を求めるパイロット及び客室乗務員の裁判において、東京地裁は原告主張を退け、解雇は有効とする不当判決を下しました。乗員71名・客室乗務員71名、計142名は東京高裁に提訴し、解雇撤回・原職復帰を目指して闘っています。これからも闘いに、より一層の皆様のお力をお貸しください。

JALは、嘘について165名を整理解雇

東京高裁で9月12日に客室乗務員、26日にパイロットの証人尋問がそれぞれ行なわれました。主尋問では、客室乗務員もパイロットについても運行維持に必要な人員体制が達成し、整理解雇の必要が全くなかったことが、事実経過を元に明らかにされました。

また、2010年1月の破たん後、「更生計画」を進めるにあたって、管財人が約束していた解雇回避努力を反故にした実態や、労使交渉中に特定の組合員を排除するために、整理解雇の基準を作つて囲い込み、退職強要してきたことなどが、会社内部文書や国会の参考人証言を示して明らかにされました。

この尋問によって、日本航空が165名を整理解雇したことは、「更生計画」の手続きを利用して、ものを言う労働組合の弱体化を狙ったものであったことが明らかとなりました。

2010年大晦日、JAL165名解雇は 必要なかった！今すぐ撤回すべき



解雇された人は

- ・機長 55歳以上
- ・副操縦士 48歳以上
- ・客室乗務員 53歳以上
- ・一定日数以上の病欠者
- ・乗務時間制限があった者
- ・病気休職した者

